

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議

2021/04/21 ヒアリング資料

本郷 恵子

日本史、とくに中世史の研究者として、古代～中世の天皇のありかたを踏まえての回答である。必ずしも今日の天皇・皇族のありかたに直結する内容とならないものもあるが、その点をご了解をいただきたい。

問1. 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。

天皇は摂関時代以降、必ずしも政権の主役として活動してはいなかったが、一方で前近代を通じて維持された官位制度や儀礼・行事の体系を、営々と継承していくにあたっての根柢・淵源として機能した。前者は近代以降も、一部の省庁名や叙位叙勲制度に受け継がれた。後者については、平成から令和へのお代替わりの際に、さまざまな先例が参照されたことから明らかなように、いわば時空を超えた有効性を持つ。天皇をめぐる伝統は（伝統といわれるものの多くがそうであるように）必ずしも不変のものとして踏襲されているわけではないが、天皇の営為に関連して、言及され検討されることを通じて、くりかえし想起され、実践的な価値を持ち続けている。天皇は、このような文化的一貫性を体現していると考えられる。

一方で、鎌倉幕府の成立以来、天皇および天皇を戴く公家政権は、権力という点では完全に武家政権に凌駕され、危機的な状況に陥ったことも少なくなかった。天皇および天皇制が、なぜ存続し得たのかについて、歴史学の立場では明確な答えを出せていない。すなわち天皇・天皇制は、その存在意義を検証されないまま続いてきたといえる。皇位の安定的な継承が問題となる今回の事態をめぐって国民的な議論を展開することは、この問題を今日的な課題として考えることにもつながるであろう。

問2. 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。

天皇位の血統継承を保障する親族集団であると同時に、天皇を支え、その公務の一部を分担する役割を担う。

問3. 皇族数の減少についてどのように考えるか。

血統継承を維持するためには、一定規模の親族集団が必要である。今上天皇の次の世代の

男性皇族がお一方のみという現在の状況で、女性皇族が婚姻によって皇族の身分を離れるという現行の原則を続ければ、皇族数は減少の一途をたどり、次々世代の継承には危惧をおぼえざるをえない。天皇制の今後について、不安がある状態が続くのは適当とはいえず、なんらかの方策を講じることが必要である。平成から令和へのお代替わりを終えて、次のお代替わりへの時間的余裕があるうちに議論を尽くし、今後のわが国にとって天皇がどのような意味を持つのかという問題を、私たちそれぞれが真摯に考える機会とすべきであろう。

問4. 皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の身分を離れることとしている現行制度の意義をどのように考えるか。

少数の女性天皇の例を除き、皇位が男系男子によって継承されてきたという歴史的経緯を考えれば、近代においても男系男子のみに皇位継承資格が与えられてきたことは、一応は理解できる。また女性皇族が、婚姻に伴い皇族の身分を離れることも、皇族の規模を一定のものに抑えるという意味を持ったと考えられる。ただし、今日の家族観や性別についての考え方からすれば、男女の別のみにもとづいて、このように身の振り方を分けるやり方には疑問を感じざるをえない。

問5. 内親王・女王に皇位継承資格を認めることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

家の継承において男子が優先されるという通念は、皇室に限らず、社会全体で共有されてきたものだが、近年の家族をめぐる状況や、女子の社会進出等を考えれば、皇位継承資格を男子のみに限ることには、違和感を禁じえない。内親王・女王にも皇位継承資格を認めるのは自然な流れと思われる。その場合の継承順位は、直系・長子を優先とすればよいのではないか。

問4で、「少数の女性天皇の例を除き」と述べたが、少数であれ、天皇位に就いた女性がいたという事実は、たとえば他の大臣・大納言のような役職には決してみられないものである。天皇は公的な役割であるとともに、ある血統を備えた身体や生理そのものでもあって、必ずしも女子を排除する存在ではないと考えられる。また、中世には内親王が、皇室領の継承者・天皇家の構成員の庇護者としてあらわれるなど、確固たる役割を担った事例がみられる。このような歴史的事実を踏まえれば、内親王・女王への皇位継承資格の拡大という措置は、驚くべき展開ではなく、一定の根拠をもつものと理解することができる。

問6. 皇位継承資格を女系に拡大することについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

女性皇族に皇位継承資格を認めるのであれば、男性皇族と同じ条件で処遇するのが論理的な筋道にかなったやり方である。皇位継承資格の女系への拡大は当然であろう。皇位継承順位は、男女問わず、長子を優先とする。

今日の天皇の務めは、まさに全身全霊をもってのぞむべきものとなっており、できる限り早い段階で皇位継承者としての自覚を持ち、周囲も皇位継承者としての養育を心がけることが望ましい。男女問わず長子優先とすれば、出生とともに皇位継承順位が決まることになる。

今日の日本において、完全なる世襲が行われるのは天皇のみであろう。生まれたときから天皇として運命づけられ、その運命に従う生き方をしてきたという事実そのものが、無二の存在感と説得力につながると思われる。

女系による皇位継承は先例のないことではあるが、長きにわたる天皇の歴史を十分に理解したうえで、新しい段階に歩を進める決断をすることは、伝統を更新し、その価値を再認識する意義を持つであろう。

問7. 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。

内親王・女王に皇位継承資格を認めるのであれば、婚姻後も皇族の身分を保持し、配偶者・生まれてくる子も皇族とするのが適当である。すなわち男性皇族と同様の条件での処遇である。ただし、すべての内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持するとすると、皇室の規模が拡大しすぎる危惧が生まれる。皇室全体の構成や皇族の絶対数等を勘案して、男女問わず、皇籍を離れる選択肢についても柔軟に考えるべきだろう。

問8. 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてはどのように考えるか。

婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族に、特別職の国家公務員として、皇室の活動を担ってもらおうという案があるとの報道がされている。だが皇族とは職業ではなく運命であり、運命に従う生き方である。上記のような方策は皇族および皇室の活動にはなじまない。皇族としての活動が必要なら、皇族の地位にとどまっていたいただくのが適当だろう。

問9. 皇統に属する男系の男子を下記①又は②により皇族とすることについてはどのように

に考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能とすること。

②皇統に属する男系の男子を現在の皇族と別に新たに皇族とすること。

旧宮家に連なる男子の皇籍取得の可能性についての質問として回答する。旧宮家が皇籍を離脱して以来、すでに70年以上が経過しており、国民にとっては全く遠い存在となっている。皇統に属する男子というだけでは、皇位継承資格者として現在の女性皇族を上回る説得力を持つとは考えられないのではないだろうか。また、① ②いずれにしても、皇統に属する男系の男子のなかから、なんらかの選択を行うことになるだろうし、当事者の側の希望や事情なども勘案する必要があるだろう。これまで述べてきたことにも通じるが、厳密な血統継承には人智を超えた部分があり、(婚姻によって皇族となる場合は除き) 選択や希望の結果として皇族になるというのは、そぐわないのではないだろうか

問10. 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにどのようなものが考えられるか。

基本的には、男系男子優先の方針をあらため、男女を区別せず、直系・長子優先で継承順位を与え、また、女性皇族も婚姻後も、皇室に残るとする。女性皇族やその家族については、男性皇族と同じ条件で遇する。同時に、皇籍を離れるという選択肢についても男女問わず、柔軟に検討できるようにして、皇室の規模を一定に保つことが必要である。

皇位継承において最優先とすべきは、わかりやすいことだと考える。男系男子にこだわって、傍系への継承が繰り返されるなどして、継承の流れが複雑化するのは避けなければいけない。わかりにくい継承は国民の疑問を惹起し、関係する皇室メンバーの資質や適格性などが取り沙汰される事態につながり、天皇という存在への信頼が失われかねない。次世代・次々世代への見通しを明快なものとし、粛々たる継承が行われるような状況を確保することが望まれる。

天皇制は、明確な検証を経ないまま続いてきた。この機会に女性・女系への継承資格の拡大が実現すれば、国民たる私たちは、天皇制の存続について非常に重要な決定を行ったという、大きな自信を持つことができるのではないだろうか。